

令和7年度さぬき市教育委員会第12回定例会会議録

1 日 時	令和8年3月26日(木) 開 会 午後 3時 閉 会 午後 4時35分			
2 場 所	寒川第2庁舎会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	和田 浩二	
		委員	檜原 秀樹 多田 俊 西尾 由香 岡田 保 水口 友紀子	
	事務局	教育部長	佐藤 美由紀	
		教育総務課長	細川 史朗	
		学校教育課長	檜村 貴紀	
		生涯学習課長	大生 直樹	
		幼保こども園課長	真部 哲男	
		人権推進課長	山田 謙二	
		大川学校給食共同調理場所長	國方 秀樹	
		学校教育課主幹	赤松 伸弥	
教育総務課課長補佐	多田 端子 (会議録作成者)			
その他説明等のため出席した者	なし			
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開 状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		令和7年度さぬき市教育委員会第11回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
		令和7年度さぬき市教育委員会第2回臨時会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		教育長の報告	—	公開
日程第5	報告第46号	教育委員会所管職員の人事異動について	原案承認	公開
日程第6	報告第47号	教育委員会所管会計年度任用職員の任用について	—	公開
日程第7	報告第48号	さぬき市立小・中学校の県費負担教職員の人事に係る内申について	—	公開
日程第8	議案第41号	さぬき市立中学校部活動指導員任用規則の制定について	原案可決	公開
日程第9	議案第42号	さぬき市教育委員会公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の一部改正について	原案可決	公開

日程第 10	議案第 43 号	さぬき市学校給食費徴収規則の一部改正について	原案可決	公開	
	議案第 44 号	さぬき市学校給食費等支援金支給要綱の一部改正について	原案可決	公開	
日程第 11	議案第 45 号	さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱の一部改正について	原案可決	公開	
	議案第 46 号	さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱の一部改正について	原案可決	公開	
日程第 12	議案第 47 号	教育財産の用途廃止について（鴨部集会所）	原案可決	公開	
	議案第 48 号	教育財産の用途廃止について（さぬき北小学校職員駐車場）	原案可決	公開	
日程第 13	議案第 49 号	令和 8 年度さぬき市学校教育の重点について	原案可決	公開	
日程第 14	議案第 37 号	さぬき市心の教室相談員の委嘱について	原案可決	非公開	
	議案第 38 号	さぬき市教育委員会表彰について	原案可決	非公開	
日程第 15	議案第 39 号	さぬき市立学校の学校医等の解嘱及び委嘱について	原案可決	非公開	
日程第 16	議案第 40 号	さぬき市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決	非公開	
日程第 17	議案第 50 号	令和 8 年度さぬき市奨学生の決定について	原案可決	非公開	
資料説明					
5	会議録署名委員	教育長	和田 浩二	委員	岡田 保
6	特記事項	職員 2 名が傍聴			
7	会議内容				
開 会					
教育総務課長	ただ今から、令和 7 年度さぬき市教育委員会第 1 2 回定例会を開会します。開会に当たり、樫原委員から御挨拶をいただきます。				
委員	(挨拶)				
教育総務課長	それでは、以降の議事進行を教育長にお願いします。				
教育長	それでは、議事に移ります。 傍聴申請について、教育総務課長から報告してください。				
教育総務課長	傍聴申請はありません。				
教育長	本定例会における議案のうち、議案第 3 7 号から議案第 4 0 号までは、人事に関する案件であることから、また、議案第 5 0 号は、個人情報にかかわる案件であることから、非公開とすべきと思います。 お諮りいたします。 議案第 3 7 号から議案第 4 0 号まで及び議案第 5 0 号の 5 件の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。				
各委員	異議なし。				
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 7 号から議案第 4 0 号まで及び議案第				

	50号の審議は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
<b>日程第1 会期の決定について</b>	
教育長	日程第1「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
<b>日程第2 会議録署名委員の指名について</b>	
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会の会議録署名委員に岡田委員を指名します。よろしくお願ひします。
<b>日程第3 令和7年度さぬき市教育委員会第11回定例会会議録の承認について 令和7年度さぬき市教育委員会第2回臨時会会議録の承認について</b>	
教育長	日程第3「令和7年度さぬき市教育委員会第11回定例会会議録の承認について」及び「令和7年度さぬき市教育委員会第2回臨時会会議録の承認について」の2件を一括議題とします。会議録について、事務局から説明してください。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 まず、「令和7年度さぬき市教育委員会第11回定例会会議録の承認について」をお諮りします。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。 続いて、「令和7年度さぬき市教育委員会第2回臨時会会議録の承認について」をお諮りします。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
<b>日程第4 教育長の報告</b>	
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から報告してください。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について

	報告事項 2 会計年度任用職員の採用について (前回報告後の会計年度任用職員の採用について報告した。) 報告事項 3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。) 報告事項 4 その他
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようでしたら、次に移ります。
<b>日程第 5 報告第 4 6 号 教育委員会所管職員の人事異動について</b>	
教育長	日程第 5、報告第 4 6 号「教育委員会所管職員の人事異動について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
教育部長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
<b>日程第 6 報告第 4 7 号 教育委員会所管会計年度任用職員の任用について</b>	
教育長	日程第 6、報告第 4 7 号「教育委員会所管会計年度任用職員の任用について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
教育部長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	それでは、本件は、報告のみの案件ですので、次に移ります。
<b>日程第 7 報告第 4 8 号 さぬき市立小・中学校の県費負担教職員の人事に係る内申について</b>	
教育長	日程第 7、報告第 4 8 号「さぬき市立小・中学校の県費負担教職員の人事に係る内申について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	それでは、本件は、報告のみの案件ですので、次に移ります。
<b>日程第 8 議案第 4 1 号 さぬき市立中学校部活動指導員任用規則の制定について</b>	
教育長	日程第 8、議案第 4 1 号「さぬき市立中学校部活動指導員任用規則の制定について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	(議案の説明)

教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	指導員の報酬額を1,600円と規定していますが、他市町における報酬額の状況はいかがでしょうか。
学校教育課長	国や県の基準に基づいて、決定しています。他市町と比較すると多少の差はありますが、概ね1,600円程度です。
委員	今後も国や県の動向、及び社会情勢の変化等を踏まえ、報酬額の妥当性について継続的に注視していく必要があると考えます。
教育長	他にありませんか。
委員	指導員の年間勤務時間の上限を385時間と規定されていますが、この数値はどのような算出根拠に基づき決定されたものでしょうか。
学校教育課長	国のガイドラインに基づいて、算出しています。
委員	年間385時間という枠で足りるのか、勤務はどのような体制でしょうか。1日2時間の通常指導だけでなく、大会引率による長時間勤務（1日8時間程度）も想定されます。こうした変動を含め、現場ではどのような勤務管理を想定されているのでしょうか。
学校教育課長	部活動を実施しない試験期間などは考慮せずに、機械的に算出しています。勤務の割り振りについては、学校長に委ねますので、状況に応じて、柔軟に対応してほしいと考えています。
委員	部活動の種類によっても活動時間が違うと思います。平日は、2時間程度の練習かもしれませんが、夏休みや大会前は、練習時間が長くなる部活動もあります。385時間では不足するような気がします。指導員の数は決まっていますか。
学校教育課長	各中学校に2名ずつ配置する予定です。県の補助制度に基づいた指導員であり、教育委員会が任用します。ボランティアの指導員とは異なる位置づけになります。国のガイドラインにある時間数を超えることは難しいと思います。
委員	指導員が不在の場合、活動はどうなりますか。
学校教育課長	学校の先生が対応します。例えば、放課後の午後4時から4時25分までは、先生が対応し、午後4時25分以降は、指導員が対応するといったように、校長先生に時間の割り振りの権限が与えられるようになります。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
<b>日程第9 議案第42号 さぬき市教育委員会公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の一部改正について</b>	
教育長	日程第9、議案第42号「さぬき市教育委員会公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。

教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第43号 さぬき市学校給食費徴収規則の一部改正について 議案第44号 さぬき市学校給食費等支援金支給要綱の一部改正について	
教育長	日程第10、議案第43号「さぬき市学校給食費徴収規則の一部改正について」及び議案第44号「さぬき市学校給食費等支援金支給要綱の一部改正について」の2件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
大川学校給食共同調理場所長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。まず、議案第43号「さぬき市学校給食費徴収規則の一部改正について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第44号「さぬき市学校給食費等支援金支給要綱の一部改正について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第45号 さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱の一部改正について 議案第46号 さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱の一部改正について	
教育長	日程第11、議案第45号「さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱の一部改正について」及び議案第46号「さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱の一部改正について」の2件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。まず、議案第45号「さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱の一部改正について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第46号「さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱の一部改正について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第47号 教育財産の用途廃止について（鴨部集会所） 議案第48号 教育財産の用途廃止について（さぬき北小学校職員駐車場）	
教育長	日程第12、議案第47号「鴨部集会所に係る教育財産の用途廃止について」及び議案第48号「さぬき北小学校職員駐車場に係る教育財産の用途廃止について」の2件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。まず、議案第47号「鴨部集会所に係る教育財産の用途廃止について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第48号「さぬき北小学校職員駐車場に係る教育財産の用途廃止について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第13 議案第49号 令和8年度さぬき市学校教育の重点について	
教育長	日程第13、議案第49号「令和8年度さぬき市学校教育の重点について」を議題とします。議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	この度はモデルチェンジにご対応いただき、ありがとうございました。 全体として「充実」という表現が多用されている印象はありますが、大枠の方向性は問題ないと考えています。 今後の運用については、3年に1度は、モデルチェンジを行い、あわせて文言の整理も行うことが重要です。慣例にとらわれず、教育委員会が主体となって

	マンネリ化を防ぐことが求められます。
委員	様式が新しくなり、現場にもその変化が伝わることと思います。「学ぶ力の育成から主体性を高める。」という指導の核が含まれた、大変充実した内容です。学校教育の重点を柔軟に変えていく姿勢は非常に大切だと思います。
教育長	他に、御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。事務局から説明をしてください。
(1) 令和8年さぬき市議会第1回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について	
(2) 令和8年度学校訪問の日程等について	
(3) 令和7年度第2回さぬき市少年育成センター運営委員会の会議結果について	
(4) 令和7年度さぬき市文化資料展示館運営協議会の会議結果について	
(5) 令和7年度さぬき市文化財保護審議会の会議結果について	
(6) 令和7年度さぬき市歴史民俗資料館協議会の会議結果について	
(7) 令和7年度第2回さぬき市図書館協議会の会議結果について	
(8) 令和8年度年間行事予定について	
教育長	資料説明について、御質問等はありませんか。
委員	一般質問の内容についてですが、学校や公民館等のトイレの洋式化については、できるだけ早く、計画的に取り組んでいただきたいと思います。
～ 暫時休憩 ～	
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第14 議案第37号 さぬき市心の教室相談員の委嘱について 議案第38号 さぬき市教育委員会表彰について	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第15 議案第39号 さぬき市立学校の学校医等の解嘱及び委嘱について	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第16 議案第40号 さぬき市スポーツ推進委員の委嘱について	
	・・・(非公開審議)・・・

	審議の結果、原案のとおり可決された。
<b>日程第17 議案第50号 令和8年度さぬき市奨学生の決定について</b>	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
<b>教育長</b>	では、非公開を解きます。
<b>教育長</b>	次にその他に移ります。委員の皆さん、事務局何かありますか。
<b>人権推進課長</b>	2026年度辛立文化センター夏のつどいの日程について
<b>○ 次回教育委員会定例会の日程について</b>	
	定例会は、令和8年4月28日(火)午後1時30分開会で決定した。
<b>教育長</b>	(閉会の挨拶)
<b>閉 会</b>	
<b>教育長</b>	以上で令和7年度さぬき市教育委員会第12回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

令和8年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員